

事業者のみなさん!



準備は進んでいますか?

2019年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

準備に向けた第一歩として、制度を知ることから始めませんか?

【日時】 令和元年 9月 6日 (金) 14:00~15:00
令和元年 9月 13日 (金) 14:00~15:00
令和元年 9月 25日 (水) 13:30~14:30

【会場】 西協納税協会 2階
西協市西協 771-126 (税務署の隣)

【申込み】 下記申込先まで電話で事前申込みをお願いします。
※ どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

なお、各税務署では、軽減税率制度説明会を開催しています。
開催予定は、国税庁HPトップページのバナー

消費税軽減税率制度

をクリック



共催：西協納税協会、西協税務署

申込先	西協税務署	法人課税部門
	TEL 0795-22-3274 (法人課税部門直通)	